

中国・上海交通大学とのProgram for Fostering of Global Human Resources 誓約書

高度教養教育・学生支援機構長 殿

私は、中国・上海交通大学とのProgram for Fostering of Global Human Resources（以下、「本プログラム」という）に参加するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、本プログラムによる留学が中止もしくは中断となつても異議を申し立てません。

1. 本プログラムの目的、参加条件、経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
2. 本プログラムの派遣候補者として選抜された後は、東北大学（以下、本学という）が正当と認める理由以外による辞退はできないので十分理解のうえ参加すること。
3. 本プログラム参加の妨げとなる健康上の問題は留学開始以前に解決すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。
4. 本プログラムの派遣候補者として選抜されることは、上海交通大学へ候補者として推薦されることであり、上海交通大学での受入を保証するものではないことを了解すること。
5. 留学先地域における災害、暴動、テロなどの不可抗力の事由により、本学が留学の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。また、留学の中止・延期または帰国勧告により発生する諸費用については、参加者の自己負担になることを理解すること。
6. 本プログラム参加に必要な諸手続き（上海交通大学に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属部局における留学および復学手続、単位認定手続、留学費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
7. 本学が指定する条件の、本プログラム参加に係る出発から帰国までの全期間を補償する海外旅行保険に加入しなければならない。また、上海交通大学の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて保険に加入しなければならない。
8. 本プログラムに必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保証人の個人情報を本学が利用することに同意すること。
9. 本プログラム参加に伴う渡航開始時から帰国時にいたるまで、あへん、コカイン、ヘロイン、大麻、覚せい剤、向精神薬等の日本の法律による禁止物品の持ち出し、所持・使用、及び持ち込みを行わないこと。
10. 留学期間中においては、本学の学生としての自覚を持つこと。また、滞在国の法令、派遣先大学の学則を遵守するとともに、上海交通大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反すことのないよう注意すること。
11. 留学期間中の事故、疾病、犯罪等による損害については、本学及び留学先に重大な過失がある場合を除き、本学に対し一切の補償を求めないこと。
12. 留学期間中は、本学留学生課への現地到着報告及び居住先報告を行い、帰国後は速やかに帰国報告書を提出すること。
13. 交換留学参加者においては、留学期間終了後はすみやかに帰国し本学に復学すること。
14. 上海交通大学で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報については、本学が派遣先大学から提供を受けることに同意すること。

年 月 日

私は、上記記載事項を読み、内容を理解し遵守することを誓います。

学部／研究科：_____ 学科／専攻：_____

学籍番号：_____ 学生署名：_____ 印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人署名：_____ 印